

認証業務規程別表 1 認証手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

文書名	認証業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 1 2
承認日	2025年6月9日

1. 認証手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料
50 アール以内	59,400 円
75 アール以内	66,000 円
100 アール以内	72,600 円
150 アール以内	79,200 円
200 アール以内	85,800 円

* 200 アールを超える場合は 30 アールごとに 3,300 円を加算する。

* グループ申請の場合は 2 名以降 11 名まで 1 名につき 13,200 円を加算する。12 名以降は 1 名につき 11,000 円を加算する。

* 申請ほ場等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で 1 時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に 2 地区以降 1 地区について 13,200 円を加算する。

* 上記表の申請ほ場面積ごとの手数料に加えて、新規申請料 22,000 円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 92,400 円

団体及び法人の生産行程管理者／158,400 円

* グループ申請の場合は 2 名以降 11 名まで 1 名につき 13,200 円を加算する。12 名以降は 1 名につき 11,000 円を加算する。

* 申請施設等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で 1 時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に 2 地区以降 1 地区について 13,200 円を加算する。

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の 3 割を加算する。

* 上記の個人または団体及び法人ごとの手数料に加えて、新規申請料 22,000 円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 92,400 円

団体及び法人の生産行程管理者／158,400 円

* 複数の工場を一体的に申請する場合は 2 工場以降 1 工場について認証手数料と同額を加算する。

* 申請工場等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で 1 時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に 2 地区以降 1 地区について 13,200 円を加算する。

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の 3 割を加算する。

* 上記の個人または団体及び法人ごとの手数料に加えて、新規申請料 22,000 円を加算する。

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 92,400 円

団体及び法人の生産行程管理者／158,400 円

* 二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の認証手数料を半額に減免する。

* 複数の事業所を一体的に申請する場合は 2 事業所以降 1 事業所について認証手数料の半額を加算す

る。

＊申請施設等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など
広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

＊併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の3割を加算する。

＊上記の個人または団体及び法人ごとの手数料に加えて、新規申請料22,000円を加算する。

2. 認証手数料の割引

下記ア)～ウ)の要件すべてに当てはまる認証申請者は、上記1. 認証手数料に規定する手数料の総額から22,000円を割り引く。

ア) 異なる2つ以上の農林物資または認証区分において認証を取得

イ) 割引対象となる事業者の所在地および代表者が同一であること

ウ) 割引が重複適用されていないこと

3. 認証手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認証機関から申請者に届いてから1か月以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する

2. 2013年2月23日改定

3. 2014年2月11日改定、同年4月1日より発効

4. 2014年6月28日改定

5. 2017年1月31日改定

6. 2017年7月26日改定

7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効

8. 2019年7月2日改定、2019年10月1日より発効

9. 2022年6月9日改定、同日より発効

10. 2022年9月30日改定、2022年10月1日より発効

11. 2024年11月22日改定、同日より発効

12. 2025年6月9日改定、2026年1月1日より発効